

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの充実、株主の信頼を確保し、企業の社会的責任を全うするうえからも、経営上の最重要課題のひとつであると考えております。このため、常に法令・ルールを遵守し、経営の透明性を向上させることを基本として、模式図のとおり、重要な意思決定に当たっては、法令・社則に基づき設置された諸会議を通じて広く議論を行う体制を整えるとともに、監査役機能の重視、内部監査部門の設置、リスク・コンプライアンス委員会の設置などによる内部統制システムを構築しております。また、社外に対しては、IR活動、広報活動に積極的に取り組み、株主、投資家、アナリスト、報道機関などへの情報ディスクローチャーに努めることで、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	74,419,000	7.28
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	59,760,000	5.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・東レ株式会社退職給付信託口)	37,425,000	3.66
三井物産株式会社	34,740,500	3.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	26,342,000	2.57
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	22,257,200	2.17
株式会社三井住友銀行	21,946,663	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	20,268,000	1.98
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	19,871,056	1.94
三井生命保険株式会社	18,030,000	1.76

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
永井 多恵子	他の会社の出身者				○					○
鈴木 芳夫	弁護士				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
永井 多恵子	○	——	永井氏は、長く日本放送協会に勤務し、現在は文化財団の副理事長などを務めています。同氏の文化・教育をはじめとする専門の知識と経験をもとに、当社の経営に対し有益な助言をいただけるものとして、社外取締役に適任であると考えております。 また、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に定める、独立役員届出に際して参照すべき「企業行動規範の違反に係る判断基準」の各項目に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。
鈴木 芳夫	○	——	鈴木氏は、長く検察庁及び法務省に勤務し、専門の知識を有しています。同氏の法曹界での経験をもとに、当社のコンプライアンス推進に有益な助言をいただけるものとして、社外取締役に適任であると考えております。 また、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に定める、独立役員届出に際して参照すべき「企業行動規範の違反に係る判断基準」の各項目に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門である内部統制室の間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、それぞれの監査の独立性に配慮しつつ、相互に連携を図り監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
伊集院 功	弁護士				○					○
門脇 英晴	他の会社の出身者				○					○
松田 博	他の会社の出身者				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
伊集院 功	○	—	伊集院氏は、法的知識及び豊富な法曹界での経験を有していることから、当社業務執行の適法性を監査する社外監査役として、適任であると考えております。 また、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に定める、独立役員届出に際して参照すべき「企業行動規範の違反に係る判断基準」の各項目に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。
門脇 英晴		—	門脇氏は、金融機関の経営に長年携わるとともに、シンクタンク及び大学の役職に従事し、経営全般にわたる広い知識と経験を有していることから、社外監査役として適任であると考えております。
松田 博		—	松田氏は、金融機関の経営に長年携わるとともに、民間企業の常勤監査役を勤め、経営全般にわたる広い知識と経験を有していることから、社外監査役として適任であると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関である「役員報酬諮問委員会」を設置し、取締役の業績評価と変動報酬(賞与)を決定する仕組みをとっております。
各取締役への賞与配分額は、全社業績及び担当部門の業績の達成度に応じて変動する仕組みとなっております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に1億円以上の報酬の者がいないため、個別開示を実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(社外取締役を除く。)の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針は、次のとおりであります。

- 取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、以下の条件を満たすものとしております。
- ・経営委任の対価として適切であり、当社グループの成長と業績向上に結びつくものであること
 - ・会社業績、個人業績との連動性を考慮した仕組みであること
 - ・上位職ほど企業の中長期的成長への貢献要素を反映したものであること
 - ・貢献時点でのタイムリーな報酬への反映の観点から、在任時報酬に重点を置くこと
 - ・説明責任を十分に果たすことが可能で、透明性が確保されていること
- なお、具体的な内容については、役員報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役のサポート体制
社外取締役に対しては、事務局より取締役会に付議される議案等の内容について事前に説明しております。
2. 社外監査役のサポート体制
社外監査役に対しては、常勤監査役が、監査役会において、経営会議等の社内の重要な会議の内容、往査の結果等、日常的な監査を通じて得られた情報を報告し、情報の共有を行っております。また、取締役会の開催に際しては、予め資料を配布するとともに、常勤監査役より取締役会に付議される議案等の内容について事前に説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要
当社は、監査役制度採用会社であり、機関としては取締役会と監査役会を有しております。
2. 取締役会
取締役会においては、当社取締役会規則に基づき、経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。
3. 社外取締役の役割・機能
取締役会において、独立性の高い社外役員からの意見を受けることにより、経営者の説明責任が果たされ、経営の透明性確保が実現できるものと考えております。また、専門的知見に基づくアドバイスを受けることにより、取締役会における適切な意思決定が可能となるものと考えております。
4. 執行役員
経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。これにより、経営の意思決定のスピードアップを図り、各部門の業務を円滑かつ迅速に遂行し、経営体制の一層の強化・充実に努めております。
5. 経営会議の設置
取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築しております。なお、同会議には監査役が出席し、必要なときには意見を述べることもしております。
6. 内部監査及び監査役監査の状況
社内組織として「内部統制室」を設置し、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、関係会社を含む当社グループの会計及び業務の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告しております。
監査役は、取締役会のみならず、社内の重要な諸会議に出席し、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つとともに、業務執行取締役の決裁書及び重要な議事録の回付を受け、確認しております。
また、監査役は、会計監査人との間及び内部統制室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、それぞれの監査の独立性に配慮しつつ、相互に連携を図り監査を実施しております。
7. 監査役の機能強化に向けた取組状況
監査役は、取締役会のみならず、社内の重要な諸会議に出席し、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つとともに、業務執行取締役の決裁書及び重要な議事録の回付を受け、確認しております。
また、監査役は、会計監査人との間及び内部統制室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、相互に連携を図り監査を実施しております。
この他、監査役の職務を補助するために、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置いております。
8. 会計監査の状況
当社は、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、次のとおりです。
園マリ
田光完治
狩野茂行
なお、監査年数が7年を超える公認会計士はおりません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立性の高い社外取締役を複数名選任して取締役会を構成するとともに、監査役会と内部統制担当取締役が定期的に情報を交換できる体制(「2-6. 内部監査及び監査役監査の状況」ご参照)を整えております。前者により、社外の視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督が担保され、後者により、適法性及び妥当性の両面から適正な監督が担保されると考えております。
また、法定の機関とは別に、取締役会の事前審議の場として経営会議(「2-5. 経営会議の設置」ご参照)を定期的に開催する体制を整えております。これにより、取締役会における適切かつ効率的な意思決定が担保されると考えております。
以上を理由として、当社では現状のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の24日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の3営業日前に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	第13期総会(2010年6月24日開催)より採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第13期総会(2010年6月24日開催)より議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知(要約)をホームページ等に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月、11月の年度・第2四半期決算発表後に、社長による経営概況の説明会を実施しております。参加対象者はアナリスト及び機関投資家とさせていただきます。各回約100名強の方に参加いただいております。加えて、各四半期決算発表当日にネットコンファレンスで業績に関する説明を行っております。また、年に数回、国内外の施設見学会及び戦略に関する説明会等のIRイベントを開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回、副社長が欧米・アジアの機関投資家を訪問して、副社長自らが説明しております。また、証券会社主催のコンファレンスに参加し、社長あるいは副社長がミーティングに参加しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、業績予想修正等の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、アナリスト及び機関投資家向け資料、コーポレート・ガバナンスの状況及び株主総会招集通知を掲載しております。また、投資家向けに社長メッセージ動画を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する専門部署として、IR・広報部にIRグループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、これまで推進してきた環境・安全・品質の確保、地域貢献活動、法令・ルール遵守の徹底などの諸活動を充実、強化していくために「CSR委員会」及び「CSR推進部」を設置しております。CSRを推進するにあたり、全社でベクトルを合わせ、「社員一人ひとりが何を大切に考え、行動するか」を明確にするため、「三井化学グループ行動指針」を制定しております。また、社員による自発的な活動を推進するため、社員の中から「CSRサポーター」を選任しております。これらをもとに、「三井化学グループらしいCSR」として、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼を一層高め、当社グループの企業理念である「地球環境との調和の中で、材料・物質の革新と創出を通して高品質の製品とサービスを顧客に提供し、もって広く社会に貢献する。」の実現を目指してまいります。 なお、CSR活動の詳細な内容は、当社ホームページの「CSR(環境・社会)」に掲載しております。また、あわせて当社グループの特徴的な取組みなどをご紹介する冊子「CSR Communication 2011」を発行して(8月発行予定)、ステークホルダーの皆様との対話に一層努めてまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)業務執行を行う取締役は、取締役会規則に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるとともに、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。
(2)取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。なお、同会議には監査役が出席し、必要などときには意見を述べることができることとする。
(3)社内組織として内部統制室を設置し、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、関係会社を含む当社グループの会計及び業務の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告する。
(4)社員を対象とした法令・ルール遵守教育を定期的に行う。
(5)社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、ポイントをまとめたガイドブックを作成して全社員に配布・周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。
(6)反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等外部専門機関との緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則その他の社則に従い、文書又は電磁的記録により作成・保存・管理するものとし、これにより取締役の職務執行に係る情報へのアクセスを確保する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)リスクを早期に発見し、リスク顕在化を未然に防止するために、「三井化学グループリスク管理システム」に従い、社長を最高責任者とするライン業務においてリスク管理に関するPDCAを着実に実施し、日常的に関係会社を含めたグループリスクの未然防止を確実に実施する体制をとる。また、リスク管理規則に基づき、リスク管理方針等を審議し、リスク管理システムを維持・運営するため、担当取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
(2)リスクの顕在化により、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機が発生した場合に備え、予め想定される危機に対して、迅速かつ的確な対応を図るための体制を整えるとともに、顧客に対して供給責任を果たせるよう適切な事業継続計画（BCP）を策定する。
(3)当社グループに重大な影響を及ぼす案件が発生した場合には、「危機管理規則」に基づき、社長又は社長が任命する者を本部長とする対策本部を速やかに設置し、その指示のもと、関係部署が連携・協力して、人身の安全、損害の最小化等に向けた施策を迅速・的確に実施する。
(4)社員が定期的にリスク管理教育を受講し、リスクの報告・相談窓口である「リスクホットライン」への通報が行える体制を整える。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会規則その他の社則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとる。
(2)取締役会では経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督する。また、経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入する。この体制において取締役会は、経営監督機能と全社戦略の策定機能をもつので、事業運営実態との乖離を招かないよう、業務執行取締役を置く。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社ごとにその運営管理を担当する部署（所管部門）を定める。所管部門は、当該子会社の管理を適切に行うために、当社の経営方針及び所管部門の経営戦略の周知・徹底、当該子会社の経営状況の把握等を行う。
(2)子会社に派遣された監査役が監査を実施するとともに、当社の内部統制室が定期的に監査を実施し、業務処理が適正に行われていることを確認する。当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助するために、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置く。
- 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。当該社員の配置・異動にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び社員は、監査役監査規則その他の社則に従い、監査役が報告を要請した事項、内部監査部門が行った内部監査の結果、重要なリスク情報、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機情報等を監査役に報告する。
(2)監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受け、確認を行うとともに、監査結果の報告を受ける。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、取締役会のみならず、社内的重要な諸会議に出席する。また、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つ。
(2)監査役は、業務執行取締役の決裁書及び重要な諸会議の議事録の回付を受け、確認する。
(3)監査役は、会計監査人との間及び内部統制室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、それぞれの監査の独立性に配慮しつつ、相互に連携を図り監査を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、2006年2月に「三井化学グループ行動指針」を制定し、その1番目に「いかなる利益の追求よりも、法令・ルールの遵守を優先する」ことを規定しています。
また、企業存続の大前提である法令・ルール遵守の観点から、社員が業務を遂行する上で特に注意を払わなければならない事項についてポイントをまとめた「コンプライアンスガイドブック」を作成し、当社の全社員に配布しています。
この「コンプライアンスガイドブック」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを掲げ、反社会的勢力から接触があった場合の対応及び総務担当部署への相談について記載しています。
- 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1)対応統括部署の設置
総務担当部署を対応統括部署とし、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援しています。
(2)外部専門機関との連携
上記対応統括部署において、弁護士や警察などの外部専門機関との間で、平素から意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築しています。
(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理
上記対応統括部署において、弁護士、警察などの外部専門機関や他企業との間で定期的に反社会的勢力に関する情報の交換を行い、収集した情報を一元的に管理・蓄積しています。また、この情報は、適宜関係する部署へ周知し、注意喚起を行っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2010年6月24日開催の定時株主総会において、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新することを決議しました。

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、『化学』、『革新』、『夢』の三井化学～絶えず革新を追求し、化学のちからで夢をかたちにする企業グループを「目指すべき企業グループ像」として、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。当社の企業価値の源泉は、高機能・高品質な製品の開発を可能とする高い技術力にあるとの考えのもと、当社独自の技術・素材を活かした新製品の開発を進めるとともに、資源・環境・エネルギー問題に対する「化学」の果たすべき役割とチャンスを活かした次世代大型事業の創出に取り組んでおります。さらに、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくために、コーポレート・ガバナンスの充実是最も重要な課題と認識しており、社外取締役の選任、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、リスク・コンプライアンス委員会活動の強化などの諸施策を推進しております。また、ステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動、法令・ルール遵守の徹底等のCSR活動の更なる充実・強化に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2010年3月31日開催の当社取締役会及び2010年6月24日開催の当社第13期定時株主総会の各決議に基づき、2007年6月26日に導入した「当社株券等の大量買付行為に関する対応策」（買収防衛策）の内容を一部改定した上で更新いたしました（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランの具体的な内容の概要は以下のとおりです。

1) 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑制するためのものです。

2) 対象となる買付等

本プランは、次の(a)又は(b)に該当する買付若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案（以下「買付等」と総称し、買付等を行う買付者又は買付提案者を「買付者等」と総称します。）を適用対象とします。買付者等は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、当社取締役会において新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

3) 本プランの発動に係る手続及び発動要件等

上記に定める買付等を行う買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な所定の情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を提出していただきます。

なお、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案等の提示を要求することができます。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から情報、資料等の提供を受けてから原則として最長60日間の検討期間（ただし、一定の場合には原則として30日を上限として延長を行うことができます。）を設定し、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、買付者等との協議・交渉等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等所定の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権（下記4）に定義されます。以下同じ。）の無償割当てを実施することが相当である場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

他方、独立委員会は、買付者等による買付等が所定の要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にもかかわらず上記に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。ただし、独立委員会が当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、株主の意思を確認することができるものとします。

4) 本新株予約権の概要

本プランにおいて無償割当てを行う新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、割当期日における当社以外の当社の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、割り当てられます。本新株予約権の目的である株式は、原則として当社普通株式1株とします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が別途定める価額とします。

買付者等所定の要件に該当する者（以下「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、当社は、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに当社株式を交付することができます。

5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2013年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記各取組みに対する取締役会の判断及びその理由

1) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記(2)の取組み）

当社独自の技術・素材を活かした新製品の開発、資源・環境・エネルギー関連の次世代大型事業の創出、コーポレート・ガバナンスの充実等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に資するものです。したがって、これらの各施策は基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(3)の取組み）

以下の理由から、本プランは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(a) 経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足していること

(b) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・更新されたものであること

(c) 株主総会において株主の承認を得て更新されたものであること、発動に際して一定の場合に株主の意思を確認することとされていること、有

効期間の満了前であっても株主総会において本プランを廃止することができること等、株主の意思を重視するものであること

(d) 当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立委員会の客観的な判断を最大限に尊重して対抗措置の発動・不発動を決定すること

(e) 合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動しないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること

(f) 独立した第三者の助言を得ることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みが確保されていること

(g) 当社取締役の任期は1年とされており、毎年の取締役の選任を通じて株主の意向を反映させることが可能であること

(h) デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)でも、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもないこと

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 模式図
別添のとおり

2. 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 総務部長を「情報取扱責任者」に指名し、会社情報の種類に応じて次の体制で適時開示を行っております。

1) 決定事実

a. 各部長は、決定事実となる可能性のある情報を、事前に総務部長へ連絡する。

b. 総務部長は、決定事実該当する事項につき、総務担当取締役及び社長の内容確認を経た上で、「取締役会規則」の定めに従って、取締役会に議案を上程する。

c. 総務部長は、上記事項につき取締役会の決議後速やかに適時開示を行う。

また、子会社における決定事実であって、当社による適時開示の対象となる情報については、当該子会社を所管する各部長を通じて総務部長が事前連絡を受け、同社の機関決定後速やかに適時開示を行う。

2) 発生事実

a. 各部長は、発生事実該当する可能性のある情報(子会社に係るものを含む。)を得た場合、「リスク管理規則」(事故・事件発生時の未然防止対策を規定)、「危機管理規則」(事故・事件発生後の緊急対策を規定)、「インサイダー取引管理規則」(インサイダー情報の管理基準を規定)等の社則の定めに従って、社長、総務担当取締役、総務部長その他に速やかに連絡する。

b. 総務部長は、連絡を受けた情報のうち発生事実該当するものについて、速やかに総務担当取締役及び社長に報告の上、適時開示を行う。

3) 決算情報

a. 経理部長は、決算情報(業績予想の修正を含む。)を起案し、経理担当取締役及び社長による内容確認を経た上で総務部長へ連絡する。

b. 総務部長は、「取締役会規則」の定めに従って、取締役会に議案を上程する。

c. 総務部長は、取締役会の決議後速やかに適時開示を行う。

(2) なお、東京証券取引所への適時開示と同時に、報道機関に対しても、IR・広報部長が資料配布や記者会見等により会社情報を公表しております。

【参考資料：模式図】

コーポレート・ガバナンス体制

